

平成22年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社イチタン  
 代表者名 代表取締役社長 田村 稔  
 (JASDAQ・コード 5645)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取締役総合企画部長 有田 裁彦  
 電 話 (0276) 31-2332

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「公告の迅速性と効率化」および「富士重工業株式会社の完全子会社化(予定)」に伴い、定款の一部変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(公告方法) 第5条 <u>当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 <u>当会社の公告は、電子公告により行う。</u> 2. <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

平成22年6月29日改正、実施

現行定款	変更案
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求を有する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを召集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを召集する。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条以降は条文変更はなく、条数を繰り上げとします</p>

平成22年6月29日改正、平成22年8月1日実施

### 3. 日程

定款変更の為の取締役会開催日	平成22年5月13日
定款変更の為の株主総会開催日	平成22年6月29日
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日

以上